

令和5年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

高齢者の医療の確保に関する法律第20条（昭和57年法律第80号）に基づき、弘前市が実施している国民健康保険特定健康診査について、国保データベース（KDB）データ等の分析を基にした効果的な受診勧奨を実施するにあたり、民間事業者の専門的知識と創意工夫を活用することによって、令和5年度の目標受診率44.0%の達成を目指し、もって国民健康保険被保険者の健康増進を図ることを目的とする。

(2) 業務名

令和5年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務

(3) 業務内容

令和5年度から令和6年度までの2か年で実施するもので、詳しくは、別添1「令和5年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託に係る仕様書」に記載のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

※本業務は令和5年度から令和6年度までの2か年で実施することを想定している。

「令和6年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務」は、令和5年度の受託者と令和6年度に別途契約するものとし、年度ごとの単年度契約とする。ただし、令和6年度の予算が成立しなかった場合や、令和5年度の成果物の内容等を踏まえたうえで令和5年度の受託者と契約しないことがある。

2. 委託料（令和5年度事業費限度額）

委託業務に係る委託料の上限額は、26,983,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、見積価格が委託料の上限額を超えた場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。また、弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合は、同要領に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律

第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (4) 単一の法人であること(共同企業体でないこと)。
- (5) 国税及び地方税において滞納がないこと。

4. 質問の受付及び回答

- (1) **提出期限**：令和5年8月9日(水)午後5時まで(必着)
- (2) **提出方法**：質問書(様式1)により、電子メールにて12.の担当部署のメールアドレス宛に送信すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。
また、メール送信後には、電話によりメールの受信確認を行うこと。
- (3) **回答予定日**：令和5年8月16日(水)
- (4) **回答方法**：市ホームページに掲載
※質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては受け付けないものとする。

5. 参加表明手続及び資格審査

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類(各1部)

- ア 参加意思表明書(様式2)
- イ 登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書(参加意思表明書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたもの)
- ウ 財務諸表等の写し(直近1年分)
- エ 直近年度の国税(法人税と消費税及び地方消費税)及び地方税(法人住民税と固定資産税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの。ただし、参加意思表明書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)

※ア～エ順で綴ってください。

※令和5年度弘前市競争入札参加資格者名簿(物品役務)に登録されている法人については、イ～エの書類の提出を省略することができる。

(2) 提出期限

令和5年8月23日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。(土曜、日曜日及び祝日を除く。)なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出先は12.の担当部署宛とする。

(4) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者にファクスで通知する。

6. 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

提出書類の部数は、正本1部、副本8部とする。

ア 企画提案書（以下、「提案書」という。）

提案書は任意様式とする。内容については7.(2)審査項目にあるイ～オの項目について順に記述し、12ポイントA4サイズ長辺綴じにしてください。

※提案書の正本には表紙に会社名を記載し、副本8部は会社名が推測できないように作成してください。

※7.(2)審査項目のうち「ア 業務実績」が無い場合は提案書中に「無し」とそれぞれ明記してください。

イ 会社概要及び財務状況関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴、過去1年間の財務状況等が確認できるもの。

ウ 業務実績調書（様式3）過去5年度分・・・業務実績が無い場合は提出不要とする。

エ 再委託調書（別紙4）・・・・・・・・・・再委託が無い場合は提出不要とする。

オ 参考見積書及び参考見積内訳書（参考見積内訳書には、積算の内訳を記載してください。）

※ア～オ順で綴ってください。

※各様式については、市ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 提出期限

令和5年9月6日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出先は12.の担当部署宛とする。

提出期限までに提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

7. 審査方法及び評価基準

(1) 審査主体

発注者が設置する令和5年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託審査

委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査を行う。

(2) 審査項目

- ア 業務実績
- イ 業務の実施体制
- ウ 実施方針
- エ 提案内容
- オ 提案の独自性
- カ プレゼンテーション時の対応

(3) 審査方法及び評価基準

ア 審査方法

審査委員会において、提案書等の内容について、評価基準に基づき書類、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。

プレゼンテーション等による審査においては、以下の点に注意すること。

- ① 提案者を特定することができる内容は伏せること。プレゼンテーション等は、参加意思表明書の受付順に実施する。各者のプレゼンテーション等の時間は30分とし、プレゼンテーション20分（準備の時間を含む）・質疑応答10分の配分とする。ただし、参加者の応募状況に応じて時間を変更する場合がある。
- ② プレゼンテーションに必要な機材等は各自準備すること。ただし、プロジェクターについては、審査委員会が予め設営する機器へ提案者が持ち込んだPC等を接続し、使用しても構わない。
- ③ プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。
- ④ 提案者は他の提案者のプレゼンテーション及び質疑応答を観覧することはできないものとする。
- ⑤ プレゼンテーションでの出席人数は3名までとする。
- ⑥ 提案者が1者の場合でもプレゼンテーションを実施するものとする。
- ⑦ プレゼンテーション審査の実施日は、令和5年9月21日（木）を予定しているが、参加者の応募状況に応じて2日間の日程とする場合がある。実施日の詳細については、令和5年9月14日（木）までに通知する。

イ 評価基準

プロポーザルの審査の評価基準は実施要領別添3「令和5年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託プロポーザル評価基準書」のとおりとする。

審査委員ごとに書類、プレゼンテーション及び質疑応答を審査し、評価点を採点するものとする。

ウ 契約候補者の決定

各審査委員がつけた評価点の合計点が最も高い提案者を契約候補者とする。

合計点の同じ者が2者以上あるときの契約候補者は、参考見積額の低い提案者とする。

合計点と同じでかつ参考見積額が同額である者が2者以上あるときの契約候補者は、抽選により契約候補者を決定するものとする。

なお、各審査委員の評価点の合計点が420点に満たない場合は、提案者が1者であっても契約候補者とはしないものとする。

エ 審査結果通知

審査結果は全提案者に書面で通知する。

提案者は、その審査結果について12.の担当部署へ弘前市情報公開条例（平成18年2月27日弘前市条例第19号）第5条の規定により書面で公文書の開示請求をすることができる。

8. 日程

令和5年8月 2日（水）	公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）
令和5年8月 9日（水）	質問受付締め切り
令和5年8月16日（水）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
令和5年8月23日（水）	参加意思表明書提出締め切り
令和5年9月 6日（水）	企画提案書等提出締め切り
令和5年9月21日（木）	プレゼンテーション及び質疑応答の実施、評価
令和5年9月 下旬（予定）	審査結果通知
令和5年10月上旬（予定）	契約締結・業務開始

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積金額が委託料上限額を超えた場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) プレゼンテーションに理由もなく欠席した場合

10. 契約

契約候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、契約候補者は、その際あらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案書類は返却しないとともに、プロポーザルにおける契約候補者を特定する目的以外には提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書類は、審査を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとする。
- (6) 審査結果について一切の異議申立ては受け付けない。
- (7) 提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年2月27日弘前市条例第19号）の規定による開示請求があった場合は、企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。
なお、本プロポーザルの契約候補者決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (8) 新型コロナウイルス感染症等の流行の状況などにより、プレゼンテーション及び質疑応答をWEB会議で実施するなどの諸条件の変更を行う場合がある。

12. 担当部署

弘前市健康こども部国保年金課国保健康事業係 【担当：工藤、川畑】

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話番号 0172-35-1116（直通）

FAX 番号 0172-39-6199

E-mail kokuho@city.hirosaki.lg.jp